

孤独・孤立対策推進本部運営要領

令和 6 年 4 月 19 日
孤独・孤立対策推進本部決定案

（本部の運営）

第一条 孤独・孤立対策推進本部令（令和 6 年政令第 162 号）に基づき、本部の議事の手続その他本部の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（関係者の出席）

第二条 本部長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（審議の内容等の公表）

第三条 本部において配布された資料は、原則として、本部終了後速やかに公表する。

2 本部の終了後、速やかに、本部の議事要旨を作成し、内閣府においてこれを公表する。

（雑則）

第四条 この運営要領に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。